



2020年11月12日

各 位

会社名 株式会社くふうカンパニー
 代表者名 代表取締役 堀口 育代
 代表取締役 新野 将司
 (コード番号：4399 東証マザーズ)
 問合せ先 取締役 菅間 淳
 (TEL. 03-6264-2323)

株式会社キッズスターの株式の取得（子会社化）に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、株式会社キッズスターの株式を取得し子会社化するための株式譲渡契約を締結することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 株式取得の理由

当社グループは、常に新たな事業領域の展開を検討しつつも、ライフイベントに関するテーマを中心に、社会変化に対応する多様なメディアの開発と、暮らしを豊かにするサービスの提供に注力しております。

ユーザーのライフステージの変化とニーズへの対応をより一層強化していくことを目指して、新たに当社グループの事業領域として「こども関連事業」を開始します。同時に、370万のファミリーが利用する社会体験アプリ「ごっこランド」を軸に、ファミリー向けデジタルコンテンツ事業を展開する株式会社キッズスターをグループに迎えるべく、当社支配株主である穂田誉輝からの株式取得を要請するに至りました。

当社のグループ支援機能の活用による徹底したユーザーファースト視点のメディア構築・運営、テクノロジーとデザインの力によるサービス開発、並びに管理業務の強化・効率化等を通じて、同社の持続的な成長と新規事業の創出を支援すると共に、当社グループの新たな収益源の獲得を目指してまいります。

2. 異動する子会社の概要

(1) 名	称	株式会社キッズスター
(2) 所	在 地	東京都渋谷区神泉町9番5号
(3) 代表者の役職・氏名		代表取締役 平田 全広
(4) 事業内容		ファミリー向けデジタルコンテンツ事業
(5) 資本金		90百万円

(6) 設 立 年 月 日	2014年10月20日		
(7) 大株主及び持株比率	穂田 誉輝 88.89% その他個人株主3名 11.11%		
(8) 上場会社と当該会社の関係	資 本 関 係	当社の総株主の議決権の約56.8%を有する穂田誉輝が、当該会社の 大株主です。	
	人 的 関 係	当社従業員1名が、当該会社の役 員を兼務しております。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該 当 状 況	当社取締役である穂田誉輝が、当 該会社の議決権の過半数を保有し ており、関連当事者に該当します。	
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決 算 期	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
純 資 産	62百万円	74百万円	115百万円
総 資 産	100百万円	145百万円	231百万円
1株当たり純資産	17,349.64円	20,832.07円	322.01円
売 上 高	93百万円	136百万円	251百万円
営業利益または営業損失(△)	△68百万円	14百万円	51百万円
経常利益または経常損失(△)	△69百万円	12百万円	51百万円
当期純利益または 当期純損失(△)	△69百万円	12百万円	39百万円
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△)	△19,399.53円	3,482.43円	110.93円
1株当たり配当金	—	—	—

※当該会社は2019年12月期に、1：100の比率で株式分割を実施しております。

3. 株式取得の相手先の概要

(1) 名 称	穂田 誉輝
(2) 所 在 地	東京都港区
(3) 上場会社と当該個人との関係	当社取締役

4. 取得株式数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0株 (議決権の数：0個) (議決権所有割合：0.00%)
---------------	-------------------------------------

(2) 取得株式数	180,000 株 (議決権の数：180,000 個)
(3) 取得価額	普通株式：400 百万円 アドバイザー費用等： 本取引における金額的重要性を鑑みて、 省略しております。
(4) 異動後の所有株式数	180,000 株 (議決権の数：180,000 個) (議決権所有割合：50.00%)

※取得価額の算定に際しては、金額の公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社 Stand by C に依頼し、DCF 法を用いた株式価値算定書を取得しております。

5. 日程

(1) 株式譲渡契約締結日	2020 年 11 月 12 日
(2) 株式取得日	2020 年 12 月中 (予定)

6. 今後の見通し

本件が、当社の業績に与える影響は現在精査中ではありますが、今後開示が必要と判断された場合には、速やかにお知らせいたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

本件は、当社取締役である穂田誉輝氏（以下、「穂田氏」）から株式会社キッズスター（以下、「キッズスター」）の株式を取得する取引（以下、「本取引」）であるため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、2019 年 12 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」において、「独立当事者間取引を前提として、一般取引と同様に取引条件を交渉し、取締役会の事前承認及び事後報告（一度承認を得た通例取引については事後報告）を得ます。」と定めております。本取引に関しては、以下に記載の通り適切な措置を講じていることから、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

公正性を担保するための措置として、本取引における対象会社の取得価額について、独立した第三者機関としての財務アドバイザーである株式会社 Stand by C に株式価値の算定を依頼し、キッズスターへ財務・税務に関するヒアリングを実施した上で、株式

価値算定書を取得しており、株式価値算定の範囲内にて、取得価額を決定しております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、穂田氏は、本株式譲渡における取締役会の審議および決議に参加しておらず、当社の立場において、本取引に関する検討、協議及び交渉にも参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、本取引の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、支配株主との間に利害関係を有しない当社の社外取締役（監査等委員）である西村清彦氏、田丸正敏氏及び飯田耕一郎氏の3名から構成される特別委員会を2020年10月22日に取締役会決議をもって設置し、特別委員会に対して、①当社取締役会において本取引の承認をするべきか否か、及び、②当社取締役会にける本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問いたしました。

特別委員会は、本日までの間に合計3回開催され、本取引における事業シナジーを踏まえた当社グループの企業価値の向上に資する経営戦略上の合理性を有すること、交渉過程等の手続きにおいて、公正妥当性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置がとられており、取得価額は、当社と支配株主以外の独立した第三者の算定結果から合意されたものであること、取引内容及び条件に不合理な点も見受けられないことから、①当社取締役会において本取引の承認をするべきである旨、及び、②当社取締役会における本取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものではない旨の意見書を、2020年11月12日付で当社に対して提出しております。

以上